

第56号議案

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年5月13日提出

豊川市長 竹本 幸夫

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

豊川市水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年豊川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。